

できること・できないこと

		有権者 (候補者・政党等以外の者)	政党等	候補者
ウェブサイト等を用いた選挙運動	ホームページ、ブログ等	2		
	SNS (フェイスブック、ツイッター等) 1			
	政策動画のネット配信			
電子メールを用いた選挙運動	選挙運動用電子メールの送信	×	3	
	選挙運動用ビラ・ポスターを添付した電子メールの送信			
	送信された電子メールの転送		4	

1 メッセージ機能を含む。

2 電子メールアドレスや返信フォームURL等の表示義務あり。

3 送信者は氏名や電子メールアドレスなどの一定の事項の表示義務、また一定の記録の保存義務があります。

送信先は同意をしたかたなど一定の制限があります。

4 新たな送信者として、送信主体や送信制限の要件を満たすことが必要。